

第4回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和6年12月13日（金）午前9：30～

▽場 所

成城ホール集会室D

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、半田委員、西委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

林委員、高橋委員、金子（貴）委員、金子（永）委員、宮越委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、真鍋健康推進課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 世田谷区子ども条例の一部改正（案たたき台）について
- ・資料2 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）について
- ・資料3 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について
- ・資料4 世田谷区保育の質ガイドラインの改訂における検討状況について

▽議事

松本部長

皆様、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様お集まりになりましたので、令和6年度第4回子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前まで、通常、鳴津のほうが行っているのですが、本日は、所用により欠席となりましたので、私のほうから進めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

本日の会議はZ o o mでの参加の方もいらっしゃいます。本日は、〇〇委員と〇〇委員がZ o o mでの参加となります。御協力をお願いいたします。スクリーンは、こちらのほうに出ているところです。また、林委員、高橋委員、宮越委員、金子（貴）委員より欠席の御連絡をいただいております。

資料は、各委員の机上に、次第以下、資料1から4、子どもの居場所フロッター活動報告会「子どもの居場所の充実を考える」のチラシを配付しております。

本日は、審議案件3件、報告案件が1件、資料配付が1件となっております。

このまま引き続き私からの御挨拶とさせていただきます。本日、世田谷区子ども条例の一部改正条例について、この間、子どもたちの条例検討プロジェクトを10月から11月にかけて、3回ほど実施をしまいいりました。前文とか条例の目標、権利カタログについて、パブリックコメントや議会などで出た意見を率直に子どもたちにフィードバックしまして、子どもたちのほうでも、自分たちの思いがどういったら大人たちに伝えられるのかというのを本当に真剣に考えてくれて、今回まとめることができました。後ほどそちらについても、案のたたき台としてまとめさせていただいておりますので、ぜひ皆さん御確認いただき、御意見をいただければと思います。

また、子ども・若者総合計画の第3期につきましても、この間、全11回に及ぶ計画部会、それから子ども・青少年協議会での御議論も踏まえまして、案のたたき台としてまとめさせていただきました。計画部会の委員の皆様には、計11回ということで、本当に多く御議論いただきまして、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

本日の子ども・子育て会議は次第にありますとおりの案件となっておりますので、限られた時間とはなりますが、ぜひ活発な御議論をお願いできればと思っております。

また、本日12月13日は、ちょうど1年前に区内の認可外保育施設で乳児の死亡事故が発生した日となります。当日は13時30分頃ということでございましたけれども、そうした日から1年がたつところでございます。本件については、この間、子ども・子育て会議で報告書を御報告したところでございますが、乳児のうつ伏せ寝を起因として、大変痛ましい事故が区内で起きたということがございます。区は、検証委員会での検証を踏まえまして、現在、再発防止策を講じているところですが、その一環としまして、この事故を風化させず、保育施設における事故防止を徹底するために、毎年12月を保育の安全再点検月間と定めまして、認可・認可外を問わず、区内全ての保育施設において安全の取組みを集中して再点検すべく、各保育施設へ周知をしたところでございます。今後、このような事故が二度と起こることのないよう、継続的に保育の質の確保・向上を追求してまいりたいと考えております。

また、本日、お亡くなりになった乳児の御冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために、御協力いただけましたら黙禱をささげさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、御協力いただける方は、これより黙禱をお願いしたいと思います。1分間の黙禱を始めます。黙禱。

〔 黙 禱 〕

松本部長

ありがとうございます。

それでは、これより加藤会長に今後の議事についてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

今日は子ども条例の案と計画の案、2つ含まれていますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、議事1の「世田谷区子ども条例の一部改正（案たたき台）について」です。

では、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

お手元のA3横判クリップ留めの資料1を御覧ください。「世田谷区子ども条例の一部改正（案たたき台）について」御説明いたします。

資料1の1ページ目を御覧ください。1、主旨です。世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向け、本年9月に世田谷区子ども条例の一部改正（素案）を作成しました。その後、パブリックコメントと子ど

も・若者の声ポストにより区民の意見募集を行い、この間の区議会での議論、子ども・子育て会議の意見などを踏まえ、条例の一部改正（案たたき台）をまとめました。

2、案の内容です。前回の子ども・子育て会議では、条例素案についてたくさんの御議論をいただき、ありがとうございました。その後、いただいた御意見を踏まえ、加藤会長と御相談の上で、事務局で条文（案たたき台）を改めました。

それでは、別紙1、A3の横判の資料「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案たたき台）新旧対照表」を御覧ください。こちらの資料ですが、一番左側の列が今回新たにお示しする条例案のたたき台となります。左から2列目が前回お示した条例の素案、3列目が現行条例の条文となります。

1枚めくっていただいて、2ページを御覧ください。前文の子どもの思い、大人へのメッセージは、子どもと共に考えた部分となります。10月から11月にかけて開催した子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）において、条例素案へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正しています。

素案では、冒頭に「世田谷のまちが好きです。」というフレーズがあったのですが、ここに記載している様々な子どもの思いがかなった結果、世田谷が好きになるというような確認をした結果で、最後に場所を移しまして、「こんな思いがかなう世田谷にしたいです。」という表現に改めております。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。大人へのメッセージです。下から4行目、素案では、『『できるかできない』じゃなく、『やったかやっていない』で評価し、がんばったことをほめてください。』としていた部分は、結果だけを評価・判断するのではなく、やろうとする姿勢、やっている過程を含めて見守ってほしいという意見を踏まえまして、『『できるかできないか』だけを見るのではなく、『やっている姿』も見てください。』という表現に改めております。

続いて、4ページ目を御覧ください。前文の区や大人の決意表明です。先ほどの子どもの思いに応えるため、素案の文章に、子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や、地域の中で子どもを育む視点を追記するなどしています。前回の子ども・子育て会議で御意見をいただきました権利と権利がぶつかるといった部分は、こちらから削除いたしまして、後ほど御説明いたします第24条で表現を改めて記

載しております。

続いて、5ページ目を御覧ください。一番下の第3条、条例の目標も、子ども条例検討プロジェクトにおいて、チャレンジの結果、笑顔になれるのではなく、笑顔の状態でチャレンジできるほうがよいという議論がありまして、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」という表現に改めております。

次に、6ページ目を御覧ください。真ん中辺りにあります第4条、基本となる権利です。子どもの権利条約の一般原則である4つの権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての子どもに保障されなければならない、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっても、十分に配慮しなければならないことを記載しております。

また、同じページの一番下ですが、第5条から次のページの第9条までの権利カタログです。こちらも子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）において、条例素案に寄せられた意見を踏まえまして、子どもたちの思いが正しく伝わる表現に改めています。

続きまして、7ページを御覧ください。一番上の第6条、豊かに過ごす権利の第5号に新たに「心や身体が疲れたときに休息することができる権利」を追加しています。このほか、各条文に込めた意味を考えながら、第9条までの部分の表現の修正を行っております。

ページが飛びまして、9ページを御覧ください。真ん中辺りにあります第14条、地域の中で支える子どもにやさしいまちづくりは、素案の子どもにやさしいまちづくりに、世田谷の特色でもある、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりについて追記をしております。

13ページを御覧ください。13ページの一番上、第24条、普及啓発の第3項では、素案の前文にもともと記載していた内容を改めまして、子どもが社会において責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、大人やほかの子どもにも権利があること、また、互いを認め合い尊重することが大切であることを記載しております。

その後の14ページ以降は、漢字等の形式的な修正を行っております。

冒頭の資料1の1ページ目にお戻りください。A4の縦判の資料です。3、素案に対する区民意見です。こちらも別紙2としておつけしております「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）への区民意見」に、パブリックコメントや子ども・若者の声ポストに39人から寄せられた83件の意見の概要をまとめております。こちらは後ほど御覧く

ださい。

続いて、4、素案から案における主な変更点です。こちらは先ほど別紙1、新旧対照表に沿って御説明した内容の要点をまとめた部分となります。

資料1の裏面の2ページ目を御覧ください。5、今後のスケジュール(予定)は記載のとおりとなります。

私からの説明は以上となります。

加藤(悦)会長 ありがとうございます。子どもの思いということで、子どもたちの思いが大変真っすぐ、率直に表現されているという印象を持ちました。

それでは、御意見、御質問がございましたら、ぜひよろしく願いいたします。いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。まず、ここに関わってくださった大人もそうですし、意見をたくさん寄せてくださった子どもたちに非常に敬意を表したいと思います。大変な作業だと思いますし、これに関わったことで負担に感じてしまうようなことにならないといいなと思ってもいるので、ぜひ、その辺も含めて、関わってくださった子どもたちに関わったことに対する感想も聞いてみたいと思いました。

意見としては、別紙1の3ページ目、大人へのメッセージの7行目、「そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。」から始まるところですけれども、「思い」という中には、恐らく言葉にならない思いが入ってくるのかなと思ひまして、赤ちゃんなんかは言葉を発することができないというところで、そういった意味の思いが伝わるといういいなと。言葉にならないというところも含めて、赤ちゃんも意見があるんだよというのが伝わるといういいなというところで、1つそういった表現があるといういいなと思ひました。

取りあえず以上です。

加藤(悦)会長 ありがとうございます。「言葉」という用語と「思い」を並列しているということで、この「思い」の中に乳幼児の声も含まれているのかなというところで〇〇委員から今御指摘いただきましたが、そのあたりの趣旨というのは、そういった部分も含めた上での「思い」という表現になりますかね。

事務局 御意見ありがとうございます。今、加藤会長がおっしゃったとおりですけれども、もともとの表現として、意見とか言葉という表現にしていたところですが、やはりおっしゃったように、言葉にできないような子どもたちの声もきちんと受けとめていこうということで、ここでは「思い」という表現にしております。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。これは、もし例えば解説書みたいなものをつくる際には、そういった部分も含めて御説明いただくといいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりで、条文から読み取れる部分というのは、なかなか全て語るができない部分がございますので、条文の逐条解説書のようなものをつくりまして、一つ一つの条項に込めた意味や思いみたいなものは丁寧に解説していきたいと考えております。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。松本部長、お願いします。

松本部長 ちょっと付け加えさせていただきますと、今回の別紙1の7ページ、いわゆる権利カタログのところでも、第9条の「(1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利」ということで、ここも素案から「思い」、また「様々な方法で」ということで記載しております。これも、やはり〇〇委員がおっしゃっているように、乳幼児や、あとは障害等の理由で言葉を発しづらい方、そういったところの思いもあるということで子どもたちも議論して、こういった表現にしているところでございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがですか。

久保田副会長 久保田です。今の〇〇委員のお話の中で、子どもたちがどうだったのかというところがありましたが、私が3回、全部参加させていただいたので、子どもたちの様子も補足として少し伝えさせていただければと思います。

前期にやった子どもたちから、後期になって継続のお子さんたちもいましたし、新規のお子さんたちもいました。全体的には、みんなすごく楽しそうで、事務局が最初のアイスブレイクからかなり入れていただきましたし、積極的に発言をしているお子さんがすごく多くて、最後の回のときに、最後に1人ずつ感想を言っていたのですが、前期から引き続きの子たちはもちろん興味があって来だし、後期から来た子たちも、素案ができたというのを聞いて、自分もぜひそこで自分の意見を伝えたいみたいなことで参加してくれた子が多くて、もちろん全く知らなかったというお子さんもいましたけれども、総じて、参加していろんな意見、しかも、ほかの人の意見もたくさん聞けて、自分たちが議論したことがこういうふうになるというところで、非常にいい経験ができたと言っているお子さんがほとんどで、ずっと見ていましたが、1回も発言しないとか、つまらなそうにしているお子さんは一人もなくて、本当に全員が発言をし、意見が対立までいきませんけれども、ちょっと違う意見が出ることもあるのですが、その中でもきちんと相手の主張を受け止めて一つの形にしていくという作業をしていて、お子さんたちは

非常にいい表情をしていて、楽しそうに参加していたという印象を私は持っております。

今後、また解説をつくるプロジェクトをやるみたいな話はまだしなくていいですか。

事務局

せっかく子ども条例検討プロジェクトということで、子どもたちの参加・参画の下で、条文を全くないところからつくり、大人の意見を聞いて、それを見直したというプロセスを踏んでおります。最終的にこれがどのような形で完成したかというのは、年度末に子どもたちにフィードバックする機会を設け、その際に、さっき御提案いただいたような条例の解説についても子どもたちの意見をもらって、さらにブラッシュアップしていくようなプロセスを踏んでいきたいと思っております。

久保田副会長

ありがとうございました。議論の中でも、やっぱりここに語り切れない部分があるよねというのは子どもたちもすごく感じていて、それに関しては、条例ですので、ある程度コンパクトに分かりやすい文章にしなければいけないということで、背景になる思いは、今後の条例を広報していく際の解説みたいなものを、また一緒に子どもたちと考えていくような機会を設けていければと、子どもたちからも声が上がっている状況だったということです。

私から補足は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。では、まず〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。膨大な見直し等で、子どもたちの力と事務局の力も含めて感謝申し上げます。

私のほうでは、区や大人の決意表明の中にありました例の大人からの要求的な文章を、全て12ページの24条の普及啓発の中で非常にスマートな文言にしていただけただことは、理解、普及啓発に非常に力が出るかなと。あと、子どもたちに何らかの責任を押しつける形の書き方ではなくなったことに感謝申し上げたいという意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。そうしたら、〇〇委員からも御意見をいただいて、事務局から補足がございましたらまたお願いしたいと思います。では、〇〇委員、お願いします。

委員

まず、決意表明のところは、以前議論した内容を踏まえて非常にすばらしい文章にしてくださいまして、本当にありがとうございます。読んでいても非常にずっと入ってくる文章になっておりまして、本当によかったなと思っております。

1点、6ページの基本となる権利のところ、新たに、より具体化という感じなのだと思うんですが、性別、LGBTQなどの性的指向と、ジェンダーアイデンティティなので性的自認のことを言っているのだと思うんですが、こういったところが具体的に入りました。このところは、これを書くといろいろセンシティブに反応する人たちが結構いると思うので、書いた以上は政策とか計画とかにも、これにつながるものがないといけないのかなと思いました。まず、議会でも多分こういうのに食いついてくる人たちがいると思うんですけれども、書くだけだと弱くなってしまうので、例えば、具体的に子どもたちに対して、こういった性的自認とか性的指向がどういうものなのかを教えるというか、紹介するというか、そういった政策とかと多分表裏一体になると思います。今、計画とかには積極的にこういったところはまだまだ入っていないかなと思っています。ですので、ここに載せるのであれば、それと一体となる計画とかのほうにも何らかこういったものが反映されるように組むということで、その実効性を持たせる。内容そのものも、いろいろ議論を呼ばないように、ちゃんとしっかりつくる必要があるのではないかと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。最初に〇〇委員から御指摘いただいた13ページ、24条3項の部分ですけれども、ここをちょっと工夫して案たたき台を作成した、そのあたりの経緯とか、今、〇〇委員から御指摘いただいた「全ての子どもに」というところの前段の部分の表現、ここも政策というところも意識したりしながら入れてきた経緯があると思いますので、簡単に事務局から御説明いただきますかね。お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。まず1つ目ですけれども、24条の普及啓発の第3項に関しましては、もともと前文に載せていたものを普及啓発という視点で24条に移して、かつ、御指摘をいただいた権利と権利がぶつかるといふ表現などを改めた上で、どうしたらこれが大人たちにきちんと伝わるのかという視点で改めて再考したものとなります。

これを検討するに当たっては、「子どもが自分らしく生きていくことができる社会において」というのは、子どもの権利条約の教育に関する条項に、「自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」という英文があると思うんですが、こちらの解釈について加藤会長と調整させていただき、その意味を考えて、こちらの3項に改めて表現をした経過がございます。

もう一ついただいた御意見です。LGBTQも含めた多様性の表現の

部分ですが、こちらの文言に関しましては、世田谷区の生活文化政策部のほうで、区として共通してこういった表現を使って多様性をきちんと尊重していこうということを進めております。せっかく条例を改正しますので、区としても共通で決まっている文言をそのまま使って、こちらに表現をしたということになります。

簡単ですが、説明は以上となります。

加藤（悦）会長 なので、本当に〇〇委員から御指摘いただいたように、条例に書いたからには、しっかりと政策で実現していくということで理解していただくという形になると思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、〇〇委員、お願いします。

委員 大変な作業、ありがとうございました。

私から2点なのですが、2ページ目の子どもの思いというところで、赤い文字の部分と水色の文字の部分比べながら見ていたのです。その中で、真ん中よりもちょっと上側ですが、水色のほうは「さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。」が、「自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。」と修正をされているのですが、自分で選択をするときに、様々なことが選択できる環境と、そうでない環境の中で選択をするというのは、ストレスとかプレッシャーとかが随分と違うと思うんです。やっぱり選択ができる環境があるというのが大前提だと思うので、ここは子ども・若者が言っている、まずは選択ができる環境というのもセットであるんですよ、それが前提なんですよというのが、たたき台のほうに反映されたらいいなと思いました。

もう一つは、変更できるものなのかどうなのか分からないのですが、条例の改正年月日がいつかというときに、これは西暦はつけず、元号だけしか入れてはいけなくなっているのかどうかは私は分からないので、そうしてくださいとは言えないのですが、もしそう決まっているのであれば、せめて条例の中の、例えば子どもの権利条約が平成に書き換えられているのですが、子どもの権利条約は基本的に日本だけのものではなく国際的なものなので、せめてそこには西暦を併記してほしいと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。確かに1点目の御指摘は、選択をするということは子どもたちがそういう選択できる力を身につけていけるような環境や、選択できるような様々な選択肢とか、そういったものがしっかりと準備されている環境があってこそ選択できるというところはあると思うんですけれども、そのあたりは事務局ではいかがでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございます。「自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。」というところで、今、御意見をいただいたとおり、選択できる環境を準備というか、環境にしないといけないという部分が必要と考えております。

それで、この部分を考えてときの議論の過程を少し御紹介いたしますと、自分で様々な選択をしてというところで、子どもたちから、大人から提供された選択肢を選ぶだけでは嫌なんだという強い思いをいただきました。選択肢自体を自分たちで考える。その中から自分たちで選びたいんだという思いをこちらに反映しております。おっしゃるように、それを子どもたちが実現するためには、選択肢を自分で考えて、それを選択する環境を整備することが重要と考えております。

松本部長

西暦については、おっしゃるとおり、「改正」と書いてあるトップのところは、区の表現の仕方、なかなか変えられないところだと思っております。あと、本文については一度協議してみたいと思います。ありがとうございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。Z o o mで御参加の委員も映っていますので、もしありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、最終的には、本日の意見も含めまして、加藤のほうで預からせていただきまして、事務局と最終調整させていただければと思います。

それでは、本件については以上といたします。

次に、資料2の「子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

資料2の1ページを御覧ください。主旨でございます。本年9月に素案を作成した以降、パブリックコメントと子ども・若者の声ポストにより区民の意見募集を行い、子ども・子育て会議、子ども・青少年協議会の部会等で議論をいたしまして、あと区民意見を踏まえ、今回、案たたき台として取りまとめをさせていただきました。

2、計画の内容ですが、別紙1が概要版、別紙2が本編というふうにまとめております。後ほど概要版を基に御説明いたします。

3、素案に対する区民意見です。計画については29人の方から49件の御意見をいただいております。別紙3に意見の概要をまとめておりますので、そちらを御覧ください。

4、計画素案から計画案における主な変更点は記載のとおりとなります。では、主に変更点のところ、資料2の別紙1、概要版、A4横の

ものになりますが、そちらをお手元に御用意いただきまして、御説明をさせていただきます。本日、具体的に変更になった部分、あと計画部会のほうで御意見をいただいたところを中心に、変更点について御説明をさせていただきます。

では、概要版の3ページをお開きください。計画の推進体制となります。こちらは計画素案に掲載をしておりました図をブラッシュアップしたのとなっております。まず、計画の初年度に合わせまして、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合いたしまして、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で進捗管理と評価・検証を行ってまいります。よって、子ども・子育て会議と子ども・青少年協議会は今年度末をもって終了となりますので、今後の体制につきましては、来年3月の第5回子ども・子育て会議までの間に委員の皆様には御連絡をさせていただきたいと思います。

続きまして、素案でお示ししておりますが、新たに設置いたします子どもの権利委員会の具体的な内容を今回お示ししております。子どもの権利委員会では、①になりますが、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証、②子どもの権利に関する広報・普及啓発等を行ってまいります。子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとしてしっかりと位置づけまして、教育委員会との連携・協力の下、世田谷区子ども・若者・子育て会議やせたホッと、児童福祉審議会等の関係機関と定期的に子どもに関する課題の共有会議を開きながら、実質的なヒアリング調査も含めて実施をしております。最終的には、その結果を踏まえ、区長に対して政策提言を行うというスキームとしております。

また、図の右下に「子ども・若者が参加参画し意見表明する機会」と記載しておりましたが、今回、ユースカウンスル事業ということで追記をいたしております。ユースカウンスルを母体としまして、各会議体への子ども・若者の直接参加を進めながら、計画を推進していきたいと考えております。なお、ユースカウンスル事業の詳細につきましては、後ほど計画の中身のほうで触れさせていただきます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。指標を用いた計画の評価となっております。政策の柱ごとに子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標を導入しており、今回、案の段階で中間目標値、最終目標値を設定いたしました。

5ページを御覧いただければと思います。こちらは部会での御意見を

踏まえまして、成果指標の考え方として、指標の対象となる子どもを設定し、現在の小学校低学年の子どもたちが5年後、10年後、成長していく段階で、どのような状態になっているかという視点で、低学年の子どもの現況値をベースにしながら、それぞれの目標値を設定させていただいております。昨年度実施しました小中学生・若者調査の対象者は無記名で行っておりますので、個人として追うことは難しいですが、その世代としてトレンドを追うということは可能と考えまして、このような考え方を導入しております。その一例として指標1を掲載しておりますので、御確認ください。全ての指標につきましては、次の6ページに記載をしております。計画部会の御意見を踏まえまして、数値のほうは改めてさせていただいているところです。

続きまして、7ページ目を御覧ください。第3章の基本方針、めざすまちの姿となります。先ほどの条例検討プロジェクトの中で、条例の中に定めるまちの目標になりますが、素案では、「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」ということにしておりましたが、後期プロジェクトで様々御意見をいただく中で、再度子どもたちと議論し、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」と変更をしております。

では、主に変更点を説明させていただきます。スライドの19ページまで飛んでいただければと思います。第5章、計画の内容になります。素案では、現状の取組み、課題、めざす状態、施策の柱立てを示させていただいておりました。19ページ以降、大項目1から7まで、具体的な主な事業・取組みを示させていただいております。19ページが大項目1の(1)子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実としまして、左側が施策展開、(2)が右側となっております。(1)①のiiですが、私立幼稚園等の教育環境の充実とか、右側の(2)①教育・保育の質を守る取組みの推進の主な事業・取組みにありますiv、地域の保育施設間のネットワークの強化、その下の施策展開②のi、地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上につきましては、部会等の御意見を踏まえまして記載の充実を図っております。該当箇所につきましては、別紙2の本編のほうで御確認いただければと思います。

続きまして、次の20ページを御覧ください。20ページから25ページまでが大項目2、子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援の中身となっております。左側が(1)子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実のめざす状態、あと方向性について、前回の部会のときに、学齢期以上のお子さんを対象とした事業という印

象を持ってしまったといった御意見をいただきましたので、乳幼児期の子どもも含んでいるということが分かるような形で、めざす状態や課題のほうに記載を加えさせていただいております。そちらの詳細は本編の85ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、21ページを御覧ください。こちらは区における子ども・若者の参加・参画の全体像となっております。この間、子ども・子育て会議や部会での議論において、子ども・若者が日常的に過ごす場、家庭、学校、施設、活動や地域の中で、応答的な関わりを繰り返して行うことで意見や考えを聞いてもらえていると実感できることが、意見表明や意見形成を支える土台であるという形で部会等でも整理をさせていただいておりました。そのため、子どもへの権利学習や、子ども・若者に関わる大人への権利に関する広報・普及啓発に取り組むことが必要であることから、前の20ページの右側のところにも(2)としまして子どもの権利・学習意識の醸成、権利擁護の取組みの推進、そういった充実を図ってまいります。また、この間、児童館や青少年交流センター等の居場所、学校での意見表明・自治的活動、あと子ども・青少年会議や生徒会サミット等の取組みも充実させていただいているところです。

その上で、これまでの子ども・若者の居場所で展開してきた様々な取組みと連携しながら、子ども・若者の声を区政に反映する仕組みとしまして、一番上のところになりますが、子どもの権利委員会への参加とか、中段左側にありますユースカウンスル事業への参加、あと上から2つ目の真ん中にありますが、子どもFun! Fan! ファンディング事業のような基金を活用した子ども・若者の主体的な活動助成事業、そういった事業を推進してまいります。詳細は本編を御確認いただければと思います。

続きまして、ユースカウンスル事業の御説明をさせていただきます。スライドの22ページを御覧ください。こちらはユースカウンスル事業のイメージとなっております。青少年交流センターを拠点としまして、区内に在住・在学・在勤の様々な若者が参加し、区が提起した行政課題や、子ども・若者自身が課題認識を持っていることについて検討を行い、区へ提言いただくような想定をしております。これは単なる会議体ではなく、子ども・青少年協議会のような、必要に応じて実質的な活動を伴いながら、子ども・若者が主体的に意見形成・表明していく事業体をイメージしています。実質的には青少年交流センターのユースワーカーによるサポートを行いながら、しっかりと提言に対する区へのフィードバックも見据えて仕組み化していきたいと考えているところです。

では、資料は飛びまして、25ページを御覧ください。こちらは(5)としまして、子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実となっております。こちらの施策展開の③多様な体験を重ねることができる環境づくりの中に、vとしましてハローキャリアワークというのを入れさせていただきました。こちらは先日の部会の中で、教育委員会の取組みなのですが、子どもたちがボランティア活動を通じて地域社会の中で主体的に体験していくというところを調整させていただきまして、今回、追加をさせていただいているところになります。

続きまして、26ページを御覧ください。26ページから28ページまでは大項目3としまして、若者が力を発揮できる環境づくりとなっております。こちらの内容は、もう一つの審議会であります子ども・青少年協議会のほうで議論をした内容となっております。(1)の施策展開、①若者の交流と活動の場の充実のiiになりますが、青少年交流センターの拡充というところで、子ども・青少年協議会での議論の中でも、やはり各地域に青少年交流センターを整備できるよう取組みを進めるという議論になっておりまして、その内容を盛り込んでおります。

また、同じ枠の中のvですが、地域団体と連携した身近な地域にある居場所の充実としまして、こちらは主に若者等を対象とした地域団体への補助を行いまして、若者にとって身近な地域に多種多様な特色を持った居場所を広く展開してまいります。詳細は本編の109ページ以降に記載しておりますので、そちらを御確認ください。

続きまして、飛びまして31ページを御覧ください。31ページから34ページまでは、大項目5、支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポートとなっております。

続きまして、スライドは飛びまして、36ページから37ページを御覧ください。こちらは大項目7、子ども・若者の成長を支える地域社会づくりの内容となっております。左側、(1)の施策展開の表の中の②を御覧いただければと思います。その中のvii、子ども・若者、子育て支援施設等の現場の積極的な魅力発信と体験やボランティア活動等の充実というところで、こちらは先日の部会等で御意見をいただきまして、具体的な取組みの充実の記載をしております。本編163ページにそういったところの取組みを改めて記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、スライドは飛びます。38ページを御確認ください。こちらからは第6章、子ども・子育て支援事業計画ということで、主に素案

からの変更点につきまして御説明をさせていただきます。

続きまして、40ページを御覧ください。40ページが教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期となります。直近の人口動態や私立幼稚園の新制度移行、令和7年4月の保育施設の定員等を踏まえまして、素案から数値の見直しを図っております。別紙2の本編にも地域別の一覧を記載しているところです。なお、令和8年度以降の玉川地域の1歳児の保育の確保量が不足することが一部見込まれておりまして、定員を確保するための対策が必要になると認識しております。

続きまして、42ページを御覧ください。こちらが一時預かり事業となっております。素案の段階では、国から令和8年度から正式に開始されますこども誰でも通園制度を踏まえた基本指針がまだ示されておられませんので、対象者が重複すると想定される一時預かり事業についてもお示しができておりませんでした。今回、国からの指針も示されましたので、こども誰でも通園制度との関係性を整理した上で、需要量見込み及び確保の内容を示しております。

下のファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕についても、上段、先ほど御説明してあります一時預かりについて、未就学のファミリー・サポート・センターの部分が含まれておりますので、その数値の算定の関係で、同様に今回見直しを行っているところになります。

続きまして、48ページ、49ページになります。こちらは子ども・子育て支援法等の一部改正がされたことによりまして、新たに産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度がこちらの計画の中に位置づけられております。そのため、今回、案の段階から需要量見込み及び確保の内容を盛り込ませていただいております。

概要版の御説明は以上となります。

恐れ入りますが、資料2の1ページにお戻りください。5、その他ということで、こちらは先ほど計画の中で御説明をさせていただきました世田谷区子ども・若者・子育て会議の設置の規定ということになっておりますので、割愛させていただきます。

続いて、資料2の2ページを御覧ください。6、子どもたちへの周知（予定）です。これまでは大人向けの計画に関しての概要版と計画書の作成を行ってまいりました。本計画は、子ども・若者の参加・参画の下、検討を進めてきたという経過から、子ども・若者へフィードバックを兼ねて、令和7年4月以降に、先ほどの条例の施行と本計画のスタートに合わせまして、区内の私立・国立を含む小中学校、高校、特別支援学校、子ども関係施設を対象に、子ども向けにそれを周知するパンフレットを

今後作成してまいります。作成に当たっては、子ども編集会議というのを来年1・2月にそれぞれ2回ほど開催しまして、子どもたちと共にそのパンフレットの作成を進めてまいります。

あと、令和7年4月以降、現在、区のホームページの中に「子ども・若者の声とともにつくるページ」というのを開設しておりますが、今後、これをリニューアルしまして、子ども・若者向けのホームページを開設させていただく予定です。こちらは、子ども・若者の声ポストというインターネットアンケートを来年1月～2月の間に実施しまして、こちらのホームページの名称とか、あとは子どもたちがどんな情報を載せてほしいか、そういったことも声を聞きながら、参加の下、ホームページもつくっていきたいと考えております。

最後はスケジュールになりますが、スケジュールは記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。世田谷区の新しい計画のめざす姿と、それらをどんな施策・事業によって具体化していこうと考えているのかといった点について御説明いただきました。資料がたくさんありますので、御意見、御質問の際には、ページ数も含めて御発言いただければと思います。それでは、いかがでしょうか。

結構長く部会のほうで議論してきた結果が久しぶりに本会議に出てきた形になりますけれども、部会に参加された委員の皆さんからの御意見、御質問でも構いませんし、条例の部会のほうに御参加された委員から、何か気になる点等がございましたら御意見をいただいても構いせんが、いかがでしょうか。では、〇〇委員、お願いします。

委員

御説明ありがとうございました。48ページ、15番の産後ケア事業についてですけれども、これは需要の見込みが上がることを予想されて確保を増やしてくださっていると読み取りましたが、対象の施設を増やすということでしょうか。

もう一つ、46ページ、子育て世帯訪問支援事業のほうで、I、産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート事業）が、出産数の減少に伴って需要見込みが若干下がった予想になっているのですが、私どもの肌感覚だと、すごく需要が増えていると感じております。多少人口が減ったとしても需要が増えていく可能性があると感じているのですが、その場合は、事業者数はその都度見直しをしていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

以上、2点です。

加藤（悦）会長 それでは、今の2つの事業の推進方策といいますか、そのあたりを事務局からお願いできますでしょうか。

石山課長 児童相談支援課の石山です。まず、産後ケア事業のほうになります。今、御質問の施設を増やしていくのかというところですが、ここに需要量を書いてあるとおり、出生数は減っていくのですけれども、ニーズは増えていくと考えております。世田谷区としてどういった産後ケア事業を展開していくべきかというところで、7月から9月まで3回、産後ケア事業あり方検討会というものを実施してまいりまして、産後ケア事業拡充という方向はその中でも確認をしたところです。新たに施設を丸ごと、産後ケアセンターみたいなものをもう一つつくるかとなると、事業運営的になかなか難しいところもございます。今、推進方針を検討しているところなので、明確なところではないのですけれども、イメージとしては、医療機関で枠数を確保していくという形で考えておりますので、一度に増えるというよりも、少しずつ拡充をしていくと考えております。

以上です。

瀬川課長 子ども家庭課長の瀬川です。さんさんプラスサポートのほうも、当面、子どもの数は減っていくということで、確保の内容もそのまま横引きの形にはなっているのですが、事業を実施する中で利用が増えてくるといことも確認して、確保の内容が足りなければ、当然そこは増やしていくということになるかと思っておりますので、ここは計画を進めていく中で、利用状況はしっかりと見ていきたいと思っております。

以上です。

加藤（悦）会長 産後ケア事業等に関しては、部会でも〇〇委員から、そのあたりはしっかりということで御意見をいただいた部分です。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 部会の先生方と事務局の皆様、この総合計画はすごく膨大なもので、つくっていただいて本当にありがとうございました。御説明もありがとうございました。

こども誰でも通園制度の件ですけれども、私たちは誰通と言っていますが、49ページ、一応国のほうでやるので、やるという感じで考えていらっしゃるのかなと思ったんですけれども、1人1か月当たり10時間ということと、人数の推計も少ないので、これをやるのはきっと保育園とかだと思うんですが、待機児解消の部分との整合性みたいなところとか、この見通しというか、需要量見込みはどういう形で出しているのか

など。それで、これは需要量の見込みと確保の内容が違っているのですが、確保できるのがこのくらいで、需要量がこのくらいあるというふうになっているのか、ここのところを教えていただければと思います。

北川課長

保育課長の北川でございます。御質問ありがとうございます。こども誰でも通園制度につきましては、国から一定の計算式等も示されているところではあるのですが、ただ、まだ現状、制度は引き続き検討中になっていまして、おっしゃるように月10時間というのが少ないという意見もありますので、そこは引き続き国のほうでモデル事業をやりながら制度構築をしていくと聞いております。

需要量の見込みですが、こちらにつきましては、基本的には保育を必要とされていない方のお預かりという事業になりますので、保育の需要量を就学前の人口から除いた形の必要数を需要量ということで計算しておりまして、確保のほうは、現状、欠員を使った預かり事業なんかをやっておりますので、今そういった既存の事業をやっている中での確保ということで考えておりまして、それについては、今、令和11年度に需要と確保が一致するような形での数字の見込みは立てているところですが、現状は、おっしゃるように待機児対策を進めている中での対応ということになっていきますので、こういった見込みを立てているところでございます。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇委員、ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、30ページにいつものポンチ絵を載せていただいているわけですが、ここの下のほうに「おやこで過ごす」という四角囲みがありまして、そのこの保育園のところに※で「在宅で子育て中の方も歓迎」と書いてあるのですが、ここはめちゃくちゃ大事で、世田谷で6,000人赤ちゃんがいて、その中で保育園に通っているのは1,500人、つまり、4分の3は自宅で子育てをされているというデータがある中で、その4,500人の未就園児の乳児もしくはその親にどういうサポートをしていくかというところが、今おっしゃっていただいた誰でも通園制度だとか、はじめてのおともだち事業ということになるわけですが、ここの「在宅で子育て中の方も歓迎」を仕組み化していくというのが、実際に私たちも含めて、すごく大事なところという認識を持っております。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。30ページで御指摘いただいた「おやこで過ご

す」場というものを、特に在宅育児家庭を対象に、いかに居場所を充実させていくのかというところをしっかりと考えてほしいと受け取りました。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

計画部会に関わりました。論議の中でいろいろと調整をしてくださって、ありがとうございます。特に、別紙の6ページの子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標に関しては、最終の目標値がすごく少なかった分を、考えて変更してくださっているのかなと思って見ていました。ありがとうございます。

すみません、今さらの質問ですけれども、例えば、3番の「社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合」のターゲットが中学生だけになっているのです。これはアンケートで集めたデータが中学生だけだったからでしたか。そのような形で目標値というのはもちろん理解できるし、大事なことだとは思いますが、小学校の低学年であっても若者であってもすごく大事なことだと思えます。だとすれば中学生に限らなくてもいいのかなと。ほかの年齢の子たちも入れて60%というふうにできるのなら、ぜひしていただきたいと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。このあたりの指標が、今回の子ども・若者調査の調査項目というところに若干制約されている面があるかとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございます。本来、調査をするときは、部会の中でもいろいろ御議論があったと思うんですが、状態像を想定した上で調査項目をつくっていくというのが通常の社会調査の概念だよというお話は、たしか計画部会でも御意見としていただいていたいて、今回、小中学生調査、若者調査については、世田谷区は平成25年から定期的に5年ごとに実施をしているものもあって、要は調査項目をがらりと変えるのか、若干の修正で行くのか、あとは追加をするのかというところは、今回、結構御議論があったかなと思っています。

今回、初めて、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標の目標値を設定させていただきました。今、〇〇委員から御意見があったように、これが中学生だけでいいのかというのは、確かに考え方としてはそれに限らないほうがいいかなと思っていて、他方で、④の人や社会の役に立ちたいという調査項目を若者のほうは入れていたりして、そのあたりの今後の進め方の整理はやっぱり必要かなと思っています。ただ、現段階の目標値の設定は、やはり現況値を把握している

ところでの設定になります。こういう定期的な調査は引き続きやるので、今後、聞くときに、小学生の部分をどう聞いていくのかというのは研究していきたいと考えています。

あと、別で、今、子ども事業を様々始めていて、子どもファンディングをやってみて、やった前とやった後、子どもたちの心境がどう変わったかとかというのは、事業を通じての個別の調査も可能なかなとは少し私のほうでも今思い始めていて、そのあたりは、今後、見直しの時点でしっかりと入れていきながら研究していきたいと思っております。

以上になります。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。では、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。

委員 ありがとうございます。概要版の47ページ、ペアレント・トレーニングについて確認ですけれども、これは人数的にそんなに増えていないという印象を受けたのですが、個人的には、ペアレント・トレーニングのファシリテーターをやったことがあって、募集すると結構集まっていて、潜在的ニーズはすごくあるのではないかと思います。今度児童館さんのほうでダイジェスト版のペアレント・トレーニングをやろうと思っているのですけれども、将来的に各児童館でペアレント・トレーニングが行われているような状況が想像できるのではないかと思います。実際ファシリテーターの方も、スキルがすごく求められているというよりは、うまくファシリテートしていくということが重要になってくると思うので、児童館職員がやっていくとか、そういったことで供給側も整備はできるのではないかと考えているのですが、この辺はどのように需要と供給を考えていらっしゃるのかなという確認が1つです。

もう一つは確認ですけれども、44ページのひろば事業です。こちらは来年度5か所一気に増やすというか、5、3、0、1、1という形で増えていくように書いていらしゃったのは、ひろばを早く整備したいという思いを計画に書いてあるのかなと感じたところだったので、確認です。

以上です。

加藤（悦）会長 それでは、今、〇〇委員から御質問のあった新しい親子関係形成支援事業とひろば事業について、事務局から根拠も含めて御説明をお願いいたします。

石山課長 児童相談支援課の石山です。まず、ペアレント・トレーニングのほうですけれども、私どもが今実施しているペアレント・トレーニングが、児童虐待防止の第3次事業に位置づけられておりまして、子育てに悩

み、不安を抱えている保護者とか、あと子ども家庭支援センターで実際に相談されている方とかがこの受講をされているところでございます。そこと併せて、区のおしらせのほうでも募集はしているところですので、範囲として、すごくポピュレーション的な形で今実施をしているというものではないので、需要量の見込みもそんなに多く増えていくというふうには、ここではお示しをしていないところです。

ただ、おっしゃるとおり、需要に関してはありますし、実際にやってみたいという声もございますので、そこを今後どのように広げていくのか、対象をどうしていくのかというところは検討かなと考えております。

以上です。

委員 すごく予防的な効果もあると思うので、その辺もぜひ検討いただけるというなと思いました。ありがとうございます。

瀬川課長 ひろばのほうも、前回のプランの中でも、令和5年から5年間かけて80か所ということで順次整備をしております、そこも含めて、議会のほうでも、在宅の方が皆さんで集い合いながら、地域として子育てに関われるように展開をしていきたいということでございますので、そちらも含めて、計画の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

松本部長 今のひろばのお話ですけれども、令和10年度、11年度が令和9年度から飛んで、1、1と増えているような形に見えますが、こちらについては、児童館のほうの整備との連動になっております。地域の皆さんにひろばを整備していただく部分については、令和8年度までに81か所やっていこうということで記載しております。たしかこれは、この間で整備の計画を達成していなかったものをローリングみたいなことでやっていっているんで、令和7年度は少し厚めに、令和8年度は残りの分を回収していこう、そんな考えだと認識しております。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。1つ目のペアレント・トレーニング事業は、今は虐待リスクとか虐待をしてしまった親対象という形で行われていて、その延長線上で需要量見込みを示しているということでしたけれども、先ほど〇〇委員から御説明がありましたように、予防的・ポピュレーション的な取り組みとしてもかなり有効ではないかといった御意見もありましたので、場合によっては途中から政策変更して増やしていくということも少し念頭に置いて考えていいということですかね。

松本部長 こちらのペアレント・トレーニングのほうについてもちょっとだけで

すけれども、今、同時期に作成しております社会的養育推進計画のほうは、主に虐待等の対応とか、そういったところを中心にして記載しているような計画ですが、そちらのほうでも出てくる項目でありまして、そちらとそろえて、今、国のほうの子ども・子育て支援事業計画については、そちらを位置づけようというふうにしているところです。

でも、おっしゃるとおり、地域の中で、例えば子ども基金を活用して取り組んでいただいている団体とか、今やっていないかもしれないですけれども、もう少しポピュレーションの事業をやっているところもありますので、そこはニーズもありますから、増えていくことが理想かなとは思っております。ここの計画に位置づけるかどうかというのは、その広がりが確実にできるかどうかの見定めをしてというふうになるかと思えます。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。続いて、〇〇委員からお願いします。

〇〇です。1つは、今、〇〇委員から御質問いただいたひろば事業のことだったのですが、児童館の整備とともにというのは前からの部会の説明でも分かっていたところですが、児童館を中心として地域整備をしていくことに関わってのネットワーク、それが拠点となってどのようなネットワークになっていくのかというのは、本文等の中に詳細にありましたっけということで、ちょっと見通しをお話しいたきたい。

あともう1点ですが、44ページ、養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保の内容と前年度比をマイナスにしているのは、先ほどの社会的養育推進計画に基づくので、基本的にはこちらで計算しているものではないと読み取っていいのでしょうか。先ほどの説明からいくと、そうなのかなと。

3点目ですが、評価のほうです。まず、評価のほうは部会でいろいろ申し上げて、様々な施策もしくは事業を展開することで最終目標値をかなり高めを取っていただいたということと、低学年から5年後、10年後を見据えた目標設置というので、私はすごくありがたい修正をしていただけたかなと思っているところです。ぜひ、5年後、10年後を見据えた事業の展開を、毎年、内部評価等をしていただければと思うところです。

すみません、先ほどの数値のところはそういう形になりますでしょうか。

真鍋課長

世田谷保健所健康推進課長の真鍋と申します。養育支援訪問事業については、これまで、次の次のページにあるさんさんプラスサポートとか

養育支援ホームヘルパー訪問事業、このあたりの需要量見込みと確保の内容を記載してきました。今回、事業計画のメニューが変わりまして、このあたりが新設されて、養育訪問支援事業はということで、保健師のほうで妊婦のときとか、子育て中のときとかに訪問してフォローしているアウトリーチ事業をやっていて、今回からその数字を入れています。

ここについては、国の基本方針とか量の見込みの定め方が、実績見合い、過去の実績からトレンドとか人口とか、そういったものを掛け合わせて量の見込みを出しなさいということで、計画上はこの量の見込みの出し方で出して、それをちゃんと確保していくということにしています。実際には、面接とか面談を通じてフォローが必要で、アウトリーチが必要と判断すれば、当然、保健師がアウトリーチに出かけていって様子を見るということをやりますので、あくまでも計画上は国の方針に倣っていますけれども、必要な訪問はやっていくということを考えています。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

今のが質問の１点目のネットワークの話でしたっけ。

今のは養育支援で、あとはネットワーク。数値的には出ているのだけど、実質的にこの拠点をどういうふうにしていくのか、将来像も含めてお話しいただければというところです。

渡邊副参事

子ども・若者部副参事、渡邊よりお答えさせていただきます。概要版の23、24ページが当該箇所かなと思っているんですが、もともと現計画の中でも、身近な地区の子どもの見守りネットワークを構築していくということで書かせていただいていたいて、それは児童館を中心としながら、各ステークホルダーの皆様と、地域懇談会だとか、子育て支援者懇談会だとか、中高生支援者懇談会だとかを通じてネットワークを張っていきましょうという話を現計画でもしております。児童館はそれを地道にやっていたところですけども、今回、居場所の議論が国のほうでも検討されて、世田谷区のほうでも検討してきたものは、子・子会議でも報告させていただいたと思いますけれども、24ページの図のような形で、身近な地区の子どもの見守りネットワークをさらに進めていくために、児童館を中心としながら、黒の中に書いてあるような子ども食堂、無料学習支援、外遊び活動団体、プレーパーク、青少年交流センター、新BOPみたいな形で子どもの権利の拠点をつくっていったって、子どもの権利についての普及啓発を図りつつ、子どもたちの居場所を充実させていくという計画で、今回、検討会を締めくくり、それに向けた一つの方策と

して子どもの居場所フローターという存在をモデル事業として、等々力児童館と粕谷児童館で今実施しているところです。

今年度に関して言いますと、懇談会の中で、せたホッと委員さんにも来ていただいて、居場所の方々が集まったところで子どもの権利についての学習会をやったりだとか、実はこの土曜日にもあるのですが、つながる学習会みたいな形で等々力のほうで開催したりだとか、今、こじんまりとしたところを中心に、居場所の方々に子どもの権利とはということをお話ししていっているような状況になります。

なので、具体的に数値的な目標というよりも、地道にこういう活動を広げていきながら、皆さんの御理解を進めていくような普及啓発を図っていくということを目指して、今回、子どもの居場所フローターというのをモデル事業化しているという形になります。その辺の実践報告を1月29日にさせていただければと思っていて、多分チラシがついていると思いますので、ぜひ御覧いただければと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 概要の22ページのユースカウンスルに関連してですけれども、今、青少年交流センターを拠点にしてというお話で、いずれそれを5つの地区に配置していこうという構想もあるとお聞きしました。今、3つあると思うんですけれども、今のところ、残り2か所に相当するところはどんな地区で、どんな形態で整備をしようという構想されているか、もし具体的に構想があればお聞かせいただければと思います。

加藤（悦）会長 お願いします。

松本部長 青少年交流センターですけれども、今回初めて各地域にみたいなことで打ち出しをさせていただいたところです。ユースコーディネーターも配置をしていて、地域単位で若者たちを支援していこうみたいな考え方として新たに打ち出したところです。具体的な場所は、やはりそれなりの規模というのがありますので、これからいろいろと具体的に検討していくというふうになっております。現段階では具体的には申し上げられないところになりますが、未整備の地域の中だと考えております。

以上です。

加藤（悦）会長 ただ、今回の計画に間に合わせていただいて、2か所増やすということは決定したということですね。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、最終的には、本日の意見も含めまして、加藤のほうで預か

らせていただき、事務局と最終調整させていただければと思います。

それでは、本件につきましては以上としまして、次に、資料3の「特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について」ということで、事務局よりお願いします。

北川課長

それでは、保育課長の北川より御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。「特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について」でございます。本件につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設における利用定員の設定について、子ども・子育て会議の御意見を伺うものでございます。あわせて、利用定員変更の予定施設につきまして、現時点での状況について御報告をさせていただきます。

利用定員設定の考え方につきましては、資料中段の※に記載のとおり、認可定員の範囲内で区が定めることとなっております。世田谷区では、認可保育所は、利用定員と認可定員は同一の設定となっております。

資料の1、意見聴取をお願いする施設についてでございます。令和7年4月以降に利用定員の設定を予定している私立認可保育園といたしまして、まず北沢地域における（仮称）代沢二丁目保育施設になります。こちらにつきましては令和2年12月に事業決定した施設につきまして、施設の完成に伴いまして、令和7年4月1日、開設を予定しております。定員につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、砧地域、高木保育園でございます。こちらは、現在、地域型保育事業として開設しております施設を認可保育所へ移行するものでございます。本件の認可移行につきましては、令和6年10月の第3回子ども・子育て会議にて御報告いたしました保育待機児童に係る緊急対策の取組みについての一つの取組みになってございます。1歳児の1人分の定員を確保できるものと考えております。

各施設の詳細につきましては、資料の2枚目、ページが振っていません。A4の横で、細かく記載しておりますが、別紙1を御覧いただきまして、左の欄に施設の類型、園名等を記載しまして、右の欄に現在の定員と令和7年4月の定員数、その増減を記載しております。

それでは、また最初のページに戻っていただきまして、令和7年4月以降に利用定員の設定を予定している私立幼稚園といたしまして、みょうじょう幼稚園になります。こちらは新たに子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設に移行する施設になります。

資料が行ったり来たりで申し訳ありません。詳細は2枚目の資料3別紙1の裏面になります。上のAに現在の内容を記載しておりまして、下のBに令和7年4月の内容を記載しているところでございます。

意見聴取の対象となる利用定員の設定につきましては、今御説明した3園になります。

続きまして、利用定員の変更予定施設について御報告させていただきます。令和7年4月に定員変更を実施する予定の保育施設につきまして、資料の3枚目、別紙3を御覧いただければと思います。保育施設の利用定員変更予定施設を地域別でまとめております。保育待機児童に係る緊急対策の取組みとして御報告をさせていただきました、来年4月に開設を予定しております分園の3園の整備につきましては、下のほう、北沢地域では一番下に記載の（仮称）代沢みこころ保育園分園になっております。

次のページに行ってください、真ん中のところ、砧地域の下のほう、（仮称）もみの木保育園希望丘分園、その下の（仮称）えにつくす八幡山保育園分園、こちらが新規整備を行うものでございます。

また、その他増減の多い施設としまして、すみませんが、1ページ戻っていただきまして、世田谷地域の上から3つ目、さくらのその保育園、こちらにつきましては、保育室の構成を変更しまして、放課後児童健全育成事業を実施するため、2歳児が定員減となっております。定員減となった2歳児につきましては、その下のさくらのその保育園分園つばみのほうで定員を増やしているところでございます。

また、次のページへ行っていただき、玉川地域につきましては、区立認可保育園は再整備計画に基づく定員減が主なものとなっております。

続きまして、定員変更を実施する予定の私立幼稚園につきまして、資料の4枚目の別紙3を御覧いただければと思います。玉川小羊幼稚園が入園児数の減少によりまして利用定員を変更するものでございます。上のA欄に現在の内容を記載しておりまして、下のB欄に令和7年4月の内容を記載しております。

最後に、裏面の別紙4、こちらは事業計画における確保数と確保の見込みの表となっております。左の欄に令和4年度に作成しました子ども・子育て支援事業計画、調整計画における事業計画数、右の欄が令和7年4月の実際の確保の見込みを記載しております。一部の地域・年齢で計画以上に定員の確保をしているところはございますが、全地域といたしましては計画の範囲内の確保数となっているところでございます。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。定員変更と確保数、確保の見込みについてですけれども、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。〇〇委員、お願いします。

委員 御説明ありがとうございました。東京都の0・1歳の保育料の無料というのが発表になって、まだ詳細は決まっていらないようですが、私どもにも連日問合せが来ている状態で、せっかく苦勞して充実を図ってくださっているのですが、さらにまた希望が増える可能性があると感じております。本当にイタチごっこになってしまっているのですが、ただ、潜在的にお子さんを預けて働きたいと思っていらっしゃる方が、これを機会にと考えられる方が多いと思いますので、また改めまして、いろいろと施策を練っていただけるとありがたいと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 国とか都の政策によっていろいろ影響を受けるわけですが、事務局より何かございますでしょうか。

北川課長 おっしゃるとおり、第1子無償化、来年9月の実施ということで東京都から発表がありまして、今月末に一度説明会があるようですので、そちらで情報をまず取ってきたいと思っています。

保育のほうでは、今回、新たな支援事業計画の中では、潜在的な需要ということでのニーズ調査の結果も踏まえた需要量見込みをしておりますが、先ほどお話がありましたけれども、玉川地域が特に今後不足が見込まれるということが予想されています。新規整備も含めた対策は進めていきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。さっきの資料2と資料3を両方まいで、感想というか、思ったことなのですが、保育園の子どもが今すごく増えていて、上の子のときと下の子のときとは全然雰囲気が変わったなと思っているのですが、先ほどのペアレント・トレーニングの話を聞いて、虐待の予防ということだったのですが、生まれてから家庭保育だと試行錯誤をして子どもを育てていくんですが、例えば離乳食だったら、食べないで吐いてしまったら、どうやって食べさせようと試行錯誤していくんですが、食べなくてもミルクで育つし、じゃ、いいかとなっているという話がちょっと聞こえてきたり、試行錯誤しながら、分からない中で育てていくという経験を家庭保育で積んでいくものが、積んで

いない家庭が増えているなと思うんです。その結果、虐待につながったり、不登校につながったりというふうにも感じていまして、先ほど保育園に親子で来られるということだったり、ペアレント・トレーニングをどこかでやっているということだったら、そこでうまく親御さんに試行錯誤しながら育てるという経験、毎日の経験が積みなくても、そこで何か伝えられるようなものがあるといいのかなと感じました。

あと、ひろばも増えていて、居場所ということですが、ひろばだとクローズされた親子だけの場所なのですけれども、小学校から帰ってきたときに、「お帰り」と迎え入れる家庭は随分減っていると思うんです。ただ、帰ってきたときが一番子どもの表情が見てとれて、何かあったのかなとか、そういうのを周りの地域の大人がもし見守っていれば、この子はちょっと元気がなかったよということを親御さんに伝えることもできるし、子どもに「何かあった？」と言声をかけてあげられれば、不登校も増えているんですが、防げるものも出てくるのかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。今、御指摘いただいた部分は、世田谷で力を入れようとしている地域づくりみたいなのところとも大変深く関わってくるかなということで、かつての時世的な縦とか横のつながりが減ってくる中で、いかに養育を支えていくのか。子どもが家庭の中で育っていく際にも様々な人に支えられて、乳幼児の子どもの権利がしっかりと保障されていくような、そういった社会的なつながりを仕組みとしてもつくり上げていくということで、大変重要な御指摘だったかと思います。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

委員

御説明ありがとうございました。ここに出ているみょうじょう幼稚園さんは特定教育・保育施設で、新制度に入っている幼稚園だと思うんですけれども、新制度に入っている幼稚園は多分世田谷では5園しかないかなと思うんですが、その他の園で廃園する、休園するという話とか、あと区立幼稚園の統廃合及び区立幼稚園の3歳児からの保育を始めるという問題とか、そのあたりのところが私立幼稚園と関係しているという話をいろいろ聞いているんですが、子ども・子育て会議だと私立幼稚園のことがあまり伝わってこなかったりして、施設型の5園については、ここで定員の増減とか、そういうことが分かるのですが、その他の施設型になっていないところの大多数の個人立、宗教立を含めての私立幼稚園の動向というのは、来年度以降はどのようなになっているのでしょ

うか、そこを教えていただけるとありがたいです。

事務局

みょうじょう幼稚園は、今年度は新制度移行園ではないのですが、令和7年4月1日から新制度移行になります。ですので、先ほどお話があった現在の5園にみょうじょう幼稚園をプラスして、令和7年度は6園が新制度移行園という形になります。

私立幼稚園につきまして、新制度に移行していない未移行幼稚園については、今年度11月に来年度の新入園児の募集がありまして、その結果が、最近、私立幼稚園の協会から区に報告がありましたが、幼児の減少と、家庭の就業率は上昇しているところもありまして、私立幼稚園を希望して入園される方は減少しているような状況にあります。それにつきましては、私立幼稚園の協会でも大きな課題として認識しておりますのと併せて、区のほうでも大きな課題ではあると思っておりますので、私立幼稚園の協会と協力しながら、区としても支援していきたいと考えております。

以上です。

委員

ありがとうございます。こども園とか保育園は、新制度に入っている園のことは把握できても、それ以外が把握できないとなると、世田谷の場合、大多数が私立の幼稚園の私学助成のほうの園なので、今日、代表の先生はお休みですけれども、そういうところがうまく調整できるようになって一緒に歩んでいかないと、少子化という本当にすごく大きな波が来ている中で、いろいろ協力体制をつくっていかないと難しいのではないかと思います。

あと、さっきの誰でも通園制度も、幼稚園がやりたいと言ったり、名乗りを上げたり、上げなかったり、そこもいろいろだと思うんですが、逆に、0歳、1歳という小さい子どもを今まで全然経験のないところで預かるというのは、青田買いをするにはいいかもしれないのですが、非常に危険もあったりするので、そのあたりのところも、できれば私学助成さんのほうにも全部枠を広げていただいて、みんなで一緒にいろいろやっていける体制をうまくつくっていただけるといいなと思っています。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。次の報告事項とも一部関係してくる話だったかもしれません。

ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本件については以上とさせていただきます、次は報告事項になります。「世田谷区保育の質ガイドラインの改訂における検討状

小林副参事

況について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

子ども・若者部保育の質向上担当副参事の小林より、「世田谷区保育の質ガイドラインの改訂における検討状況について」御報告させていただきます。

まず、資料4を御覧ください。1、主旨でございますが、7月12日の第2回子ども・子育て会議にて報告いたしました世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について、ガイドライン改訂版の素案たたき台をまとめましたので、御報告させていただきます。

2、これまでの経過でございます。世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会ですが、7月3日に第1回目を開催いたしまして、第2回目の改訂委員会と併せまして、改訂する内容や方向性について確認いたしました。その後、作業部会を経て議論を深めてまいりました。また、11月には、教育・保育施設で働く職員や、子どもを教育・保育施設に預けている保護者、子どもを保育園に預ける前の方などに向けてのアンケートを実施いたしました。さらに、子どもの声を聴く取組みも実施させていただきました。このアンケートや子どもの声を聴く取組みの結果については、別紙3としてお配りしておりますので、後ほど御説明させていただきます。その後、各章ごとに作業部会に分かれて議論を重ね、素案を作成させていただきました。先日、12月6日の第3回改訂委員会においては、アンケートや子どもの声を聴く取組み結果を報告いたしまして、ガイドライン改訂版の素案にどう反映させるべきか議論をしたところでございます。

3、素案たたき台の内容についてです。12月6日に開催した第3回改訂委員会時点の資料を本日添付させていただいております。

別紙1、世田谷区保育の質ガイドライン改訂版を御覧ください。主な改訂内容について御説明させていただきます。

まず、6ページを御覧ください。今回の改訂の大きなテーマである子どもの権利について記載しております。子どもの権利を中心とした保育を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にいたしました。

また、7ページには、子どもの幸せ（ウェルビーイング）の保障についても新たに明記させていただきました。

続いて、8ページ目を御覧ください。この項目では生活と遊び（学び）を支える保育施設として、保育環境や保育内容について時代に即した内容へ見直しを行いました。子どもの権利を中心とした保育を実践する上

で基本となるポイントを明記しております。

続いて、11ページを御覧ください。この項目は、従来、安全管理として設けていた項目に、重大事故につながるおそれのある睡眠中や食事の提供等の事故防止のための知識や、自然災害、不審者対応、感染症の集団発生への備えなどを加えてございます。

続いて、12ページを御覧ください。この項目には、保育施設に勤務する職員一人一人が専門性を最大限に発揮することや、そのための組織マネジメント、持続可能な保育の質向上の仕組みづくりを新たに追加させていただきます。

また、14ページには、施設長や主任等の管理職の役割やリーダーシップの重要性を明記するなど、現行のガイドラインから大幅に記載内容を追加しております。

続いて、15ページを御覧ください。この項目には、地域における子育てとして、子どもたちが地域社会全体の中で多くの人たちとつながり育つことの必要性や、子育て支援のポイントを明記しております。

続いて、17ページを御覧ください。この項目では、この間広がってきた隣組といった近隣保育園同士のつながりを中心とした相談体制の仕組みや、各地域独自のネットワークについて記載し、その連携や情報共有の重要性を新たに加えさせていただきました。

最後に、18ページ以降は、自治体の役割として、この間の世田谷区が向き合ってきた課題や、保育の質を確保・向上していくための取り組みなどを記載しております。

続いて、別紙2、世田谷区保育の質ガイドラインチェックリストを御覧ください。チェックリストは、現行のガイドラインでは本文中に掲載しておりましたが、今回、改訂に当たり、チェックリストは各教育・保育施設の職員が活用するものとして位置づけてはどうかという意見に基づき、素案では別記として作成させていただきました。先ほど見ていただいたガイドラインの本文には、従来のチェックリストのよさを生かしつつ、各章の核となる部分を子どもに関わる全ての人が確認できるポイントとして掲載することとしております。

続いて、別紙3、アンケート結果を御覧ください。まず、職員へのアンケートについてです。737名の方に御回答をいただきました。

30ページを御覧ください。「問4. ガイドラインをどのくらい活用していますか。」という問いについて、30ページには回答を、31ページには回答の割合をグラフで示してございます。活用方法は施設種別ごとに様々ですが、「1. 読んだことはあるがほとんど活用していない」とい

う回答も目立ちます。内容の更新はもちろんですが、視覚的なガイドラインの見やすさや表現方法も工夫が必要だと感じました。

34ページを御覧ください。問6－①から36ページの問6－③までは、現行のガイドラインに記載している項目を設問として設け、それを実現するために、教育・保育の現場において大切だと思うものを回答いただいております。

続いて、37ページを御覧ください。問7は、改訂に当たっての自由意見の一部抜粋ですが、大きく分けて、こちらに記載の3分野に分類されました。ガイドラインの内容について、今の時代に即した内容で、分かりやすく記載してほしい、子どもの権利について、細かくガイドラインに明記してほしいなどの意見がありました。

続きまして、38ページを御覧ください。こちらは保護者向けのアンケートになります。1,473名の方に御回答いただきました。

41ページを御覧ください。「問3. 子どもの権利について理解していますか。」という設問に、「一部理解している」が最も多く、「あまり理解していない」「理解していない」という回答も目立ちます。子どもの権利については改訂の根幹となるところです。今後は保護者に向けての普及啓発にも力を入れなければならないと考えております。

続きまして、45ページを御覧ください。「問5. 子育てに対して不安なことは何ですか？」との設問で、一番回答が多かったものは、「②子どもの教育・進路・習い事」でした。この項目に関しては小中学生のアンケートとも一致しており、世田谷区の特徴であることは示してもよいのではないかなと思っております。2番目に多い回答は、「④日々の子どもの接し方・育児の仕方」など、悩みや不安の表れから子どもに何かをさせたいという気持ちにつながっているのではないかと見てとれます。

続きまして、51ページを御覧ください。問8は改訂に当たっての自由意見です。次の52ページに一部抜粋を載せておりますが、多くの意見をいただきました。保育士の労働環境の改善など保育士の負担軽減を求める声や、地域との連携が重要という声もございました。

続きまして、53ページを御覧ください。妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方へのアンケート結果です。こちらは、ひろばでアンケートを実施し、14名の方に御協力いただきました。

56ページを御覧ください。ここでも、やはり「2. 子どもの教育・進路・習い事」に関する不安が最も多く、一方で、ひろばを利用している方々の回答が要因というのものもあるのかと思いますが、5の「相談できる

人がいない」が不安と思っている人はいないという回答がありました。

続いて、58ページを御覧ください。こちらは御自身の子育てに役立つこととして知りたい内容について自由記述です。年齢に合わせた接し方、具体的に性教育が挙がっていたことがとても印象的でした。

続きまして、59ページを御覧ください。子どもの声については、経験のある保育士が、子どもがリラックスした時間帯に各園に出向いて、まずは子どもと一緒に遊びながら、様々なたわいのない話をする中で、日々の遊びや生活の中で感じていること、考えていることを自然な会話の中で聞き取りました。「保育園で好きな場所はある？」「何をして遊ぶのが好き？」「面白いことって何？」「うれしいこと、あったの？」「じゃ、ちょっと嫌なことってある？」「そういうとき、どうするの？」などなどを聞き取りました。

子どもたちからは、「嫌なことは、友達とけんかしちゃうこと」「保育園は子どもが来るところだから自分たちでいろんなことを決めればいいんだよ」「嫌なことはあんまりないよ。ママは怒るけど、しょうがないんだよ、私が悪いことをするとね」と笑っていました。これらの素直な子どもの意見がたくさんありました。自分の周りの人が思っていることや、現在の状況を感じ取り、自分なりに考えているんだなということが印象的でした。

一部しか御紹介できませんでしたが、以上がアンケートの結果と御説明になります。

1ページの資料4にお戻りください。3、素案たたき台の内容で記載しておりますが、12月6日に開催した第3回ガイドライン改訂委員会で、これらの資料等を基に議論をいたしました。その中で、もっと子どもの声やアンケートで出た意見を反映しよう、文章量が多く表現が硬いため、視覚的に見えやすい工夫や、誰が読んでも分かりやすい表現にしよう、さらに各作業部会で見直しをし、修正をしていくことになっております。

最後に、4、今後のスケジュールについてです。今後のスケジュールにおきましては、お示ししているとおりではございますけれども、皆様に御意見をいただき、その内容を踏まえ、年明け1月に開催する改訂委員会へ臨みたいと考えております。本日の子ども・子育て会議の委員の皆様からも忌憚のない御意見や御感想などもいただきたく思っております。できましたら、これを読んでいただきまして、事務局のほうへ20日頃までにメールでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御説明は以上になります。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。ガイドラインの検討状況ということで、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。それでは、〇〇委員、お願いします。

委員 ガイドラインの御検討ありがとうございます。すごく詳細にできていて、まだ読めていないのですけれども、これは、あくまでも世田谷区の保育に携わる方たちを対象として、まずつくる。この後、保護者の方たちが子どもの権利その他、先ほどの試行錯誤をしながら皆さん子育てをしているとは思いますが、そういう形に向けての第2弾をつくるのか、そういう計画にはなっているのでしょうか。これだけで終わるのか、地域向けというものになるのか。

小林副参事 第2弾ということは考えておりませんが、本日お示しさせていただきましたガイドラインに関しましては、素案の段階でございまして、まだまだ表現が硬いというところが委員会の中でも非常に問題になっておりましたので、今、作業部会で、もっと見やすい方法、多少視覚的な部分で写真を取り入れてみたりとか、カラー版や絵を少し入れていくことによって視覚で訴える部分とか、子どもたちの声を反映させていきたいということもありますので、多分これがまたがらりと変わるような状況になるかとは思いますが。また次回の子・子会議の中でもお示しさせていただきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。では、まずは保育施設の保育士の先生方、幼稚園教諭の方を意識してのものとする、見やすく改訂するということでしょうか。

松本部長 ちょっとだけ付け足させていただきたいと思います。今、こちらの位置づけは調整中となっておりますけれども、当然、施設の方と共有するというのはもちろんのこと、保護者や地域の方々とも共有したいと考えております。保育の質ということで、我々が考える価値をしっかりと理解していただくということが大事なのかなと思います。ともすると保護者サービシ的なところを重視するような視点ではなく、やはり子どもの権利を中心としたものなんだ、そういった保育をしているんだということ周囲の方にも理解いただき、みんなでそういう眼差しで見なければということ考えていますので、より分かりやすくしていく。前回のガイドラインでも漫画版などもつくりましたけれども、今回そうするかどうかは別として、より分かりやすくというのは必要だと思っております。

以上です。

委員 要は職員だけではなく、区民の子育て意識の啓発を含めて改良していくというふうに理解させていただきます。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 今日は会議の中で、このガイドラインもそうですけれども、保育施設とか専門職のみならず、地域の子育てとか家庭の子育ても、いかにしたら権利基盤になっていくのかというところに結構皆さん関心があるようで、このガイドラインというものも、これが一つのきっかけになって、地域とか家庭の子育ても権利基盤に近づけていけるような、そういった一つのツールとして活用いただければという感じかなと思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 まとめていただいて、ありがとうございます。このガイドラインの位置づけですけれども、保育者がどこまで読まなければいけないとか、どこまで理解していなければいけないかということでレイヤーがあるとは思いますが、私は、職員へのアンケートの28ページのところで、ガイドラインを「読んだことはないが、存在は知っている」も含めて、「知らない」「あまり知らない」のパーセンテージが多過ぎて愕然としているというか、そこがまず私としてはすごくショックだなと思ったところですよ。

例えばイギリスだと、こういうガイドラインとか細かく設定があって、ガイドラインという言葉の位置づけというか、これはどこまで強制力があるものなのか、保育者としては必ず読んで実践しなければいけないものなのか、世田谷区で働く以上、これを全部クリアできるようにしなければいけないものなのか、あとはどこまでは必ず読まなければいけないのか。イギリスでは、スタッフはここまでは全て読んでやってください、あとはこういうふうにしてくださいみたいなレイヤーがつけられた文章になっていることが多いのですけれども、世田谷区のこれだけの施設、あるいは保育室とか保育ママさんとかを含めた保育者に対して、強制力というところとあれですが、マストなのかシュッドなのか、そこら辺のところはそもそもを設定しておいたほうが良いような気がして、私にとっては、28ページの「読んだことはない」がこんなにいるというのはちょっとショックでしたので、どのように重みがあるところに持っていくのかというところをはっきりと位置づけて書いたほうが良いのではないかと思います。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 そうしたら、〇〇委員からも御意見を伺って、それでお願いしたいと思います。

委員 御説明ありがとうございました。私個人としては、このガイドライン

はすごく読みやすいなと思いながら見ていました。一部、子どもがいろいろ言った話なんかも入っていて、くすっと笑ってしまうようなことも書いてあって、単にこうあるべきだというのが書いてあるというよりは、実感みたいなものが籠もっていて大変興味深いと思っていました。もしガイドラインが長いというのであれば、例えば動画等をつくって、それで研修の中で、まずはそれを見てください、あるいはガイドラインを読む時間はないけれども、動画だったら見るでしょうという形で導入してもいいのかなと思いました。

私が一番いいなと思ったのは、授業の中でソーシャルワーカーの倫理綱領と保育士の倫理綱領、心理士の倫理綱領は見たのですが、ガイドラインとはまた違うのですが、この立てつけというか、枠組みが、ソーシャルワーカーがどういう価値を持って、どのように自分の責任を取っていくのかという立てつけとすごく似ていて、環境の中にあるいろんなものも網羅されていて、大変面白いなと思って見ていました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今、御意見をいただきましたように、このガイドラインをいかに現場に浸透させて、一つの基準として、このガイドラインにのっとった保育を具体化できるのかというところが本当に大事だなと私も思いました。倫理綱領という名称も出てきましたし、保育内容の一つの基準みたいな形にもなってくるのかなと思いましたが、先ほどの〇〇委員の御質問に対していかがでしょうか。

小林副参事 御意見ありがとうございます。私どもも、このアンケートの結果を見まして、前回のガイドラインの浸透率が若干弱いなと非常に感じたところでございます。今回このガイドラインを作成いたしましたら、基本的には令和7年4月からこのガイドラインを使っていこうと思っておりますけれども、まずは来年度の研修の中で、このガイドラインの普及という形で保育士のみんなにはやっていこうかなと思っております。

また、これをより地域の方々にも普及させるためには、冊子よりも、これを集約したようなリーフレットみたいなものをつくってはどうかという意見も委員会の中で出ておりますので、そちらのほうも来年度以降にまた作成していくという形も一つ考えております。また、今後、イベント的なものでも、世田谷区の保育の質ガイドラインをなるべく普及啓発していけるような取組みを考えていきたいと思っております。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

本日の議事は全て終了しました。本日も本当にありがとうございました。私も、司会進行なので淡々と進めているようには見えるのですが、様々な条例とか計画とかガイドラインとか新しい事業を取り入れながら、子どもの権利を実現しようということで取り組んでいるというところは、本当に感動しながら説明を聞いたりしていました。本日も貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

松本部長

皆様、本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。先ほどの〇〇委員からのお話について、ちょっとだけ私からもお話しさせていただきますと、また1月にも第4回の検討会がありますが、3回でも、今後どのようにこれが持続的に保育施設のほうで共有され、質を向上させていくかみたいな議論もありましたので、そこら辺は第4回でも少し議論ができればと思っております。

最後に1点、議事の内容ではないのですが、資料配付をしておりますので、そちらについて児童課の渡邊副参事より御案内させていただきます。

渡邊副参事

ありがとうございます。渡邊です。先ほど〇〇委員にお答えするときにちょっと触れてしまったので、あれですけども、カラーで刷らせていただいて、A4の表裏でお配りさせていただいております。子どもの居場所フローターという形で、この4月からモデル事業を実施しまして、等々力と粕谷の児童館で2名の児童館職員を独立遊軍的に、児童館の館運営にできる限り縛られないような形で、居場所のほうに出かけていたり、大学のほうに出かけていたり、はたまた地域のお寺さんのほうに行ったりだとか、駄菓子屋さんを見つかったりとかというのもあったりしたのですが、そんなエピソードも結構たくさん出てきました。児童館の職員は地域にかなり出てはいるのですけれども、その児童館の職員も知らないようなこともやっぱりあったり、子どもからいろんな居場所情報を聞いて、みんなで行ってみようという形で行ったりとか、大学生を巻き込んで、自転車で居場所の旅みたいなことをやっていて、いろんな活動を繰り広げてきたところです。今後の展開については、まだモデル事業として実証期間中なのですけれども、一旦、10か月強たつところで活動報告会を開催させていただければと思っております。

区役所の第2庁舎、古い建物の4階の大会議室というところで実際に開催はするんですが、直接来ていただく方に関しては、ここについてのQRコードからお申込みいただき、Zoomも御用意しております。

て、Z o o mのほうは特にお申込みなく御参加いただけますので、ぜひ興味を持っていただいて、何となく耳をそばだてていただけるとありがたいと思っております。

裏面に当日のプログラムを書かせていただいております。最初にフローターのほうから実践報告を紹介させていただいて、第2部でパネルディスカッションということで、ファシリテーターは安部先生に入っていて、結構ポイントになる居場所の方々にパネリストに入っていて、芦花中の校長先生にも来ていただいて、これに期待するところだとかもお話しいただけるかなと思っておりますので、ぜひ御参加いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

松本部長

それでは、ぜひお願いします。

それから、事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。

まず1点目ですが、本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお知らせさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の御発言部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡いただければと思います。その後、区ホームページで本日の資料とともに公開をさせていただきます。

2点目は、次回の子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に記載しておりますとおり、第5回の会議を3月26日水曜日の9時半から開催したいと考えております。時期が近づきましたら、会場を含め、改めて御案内をさせていただきます。

それでは、本当に内容が盛りだくさんで、時間を過ぎてしまい、皆様には大変恐縮ではございますけれども、以上をもちまして令和6年度第4回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。